

# 市村記念体育館

## 利活用基本計画

令和3年10月

佐賀県

市村記念体

# 目次

## 第1章 はじめに

1. 位置づけ ..... 1
2. 背景・趣旨 ..... 1
3. 上位関連計画 ..... 2

## 第2章 施設の概要

1. 施設の周辺環境 ..... 3
2. 施設の現状と課題 ..... 8
3. 施設改修に係る法規制等の諸条件 ..... 13

## 第3章 利活用基本方針

1. 利活用の基本的な考え方・目的 ..... 16
2. 利活用にあたって必要な視点 ..... 17
3. 城内エリアの位置づけ ..... 19
4. 目指すべき姿 ..... 20
5. 施設利用者（ターゲット）について ..... 21
6. 利活用基本方針 ..... 22

## 第4章 施設の整備内容

1. 整備の方向性 ..... 23
2. 耐震化の基本的な考え方 ..... 23
3. 公民連携手法 ..... 24
4. 施設の基本機能 ..... 25
5. 施設の空間イメージ ..... 27
6. 施設の活用イメージ ..... 28

## 第5章 施設運営方針

1. 運営方針 ..... 33
2. 公民の役割分担 ..... 35

## 第6章 具体化に向けて

1. 利活用基本計画の具体化に向けて ..... 36
2. 課題の整理 ..... 37
3. 今後の進め方 ..... 39

# 第1章 はじめに

## 1. 位置づけ

この利活用基本計画は、市村記念体育館利活用検討委員会における様々な意見を踏まえ、市村記念体育館の目指すべき姿や利活用の基本方針、施設の基本機能、活用イメージ、運営方針等をまとめるとともに、計画の具体化に向けて必要となる課題の抽出と今後の進め方を示すものです。

## 2. 背景・趣旨

市村記念体育館は、昭和 38（1963）年にリコー三愛グループ創業者の市村清氏より、県民の体育・文化の振興を目的に佐賀県に寄贈され、長らく県民スポーツの中心施設として親しまれてきました。

しかし、築 55 年以上が経過し、施設の老朽化とともに、スポーツ施設に求められる規模や機能が不足していたことから、平成 29（2017）年 3 月に策定された「佐賀県総合運動場等整備基本計画」において、体育施設としての用途廃止の方針が示され、今後の利活用のあり方が課題となっていました。

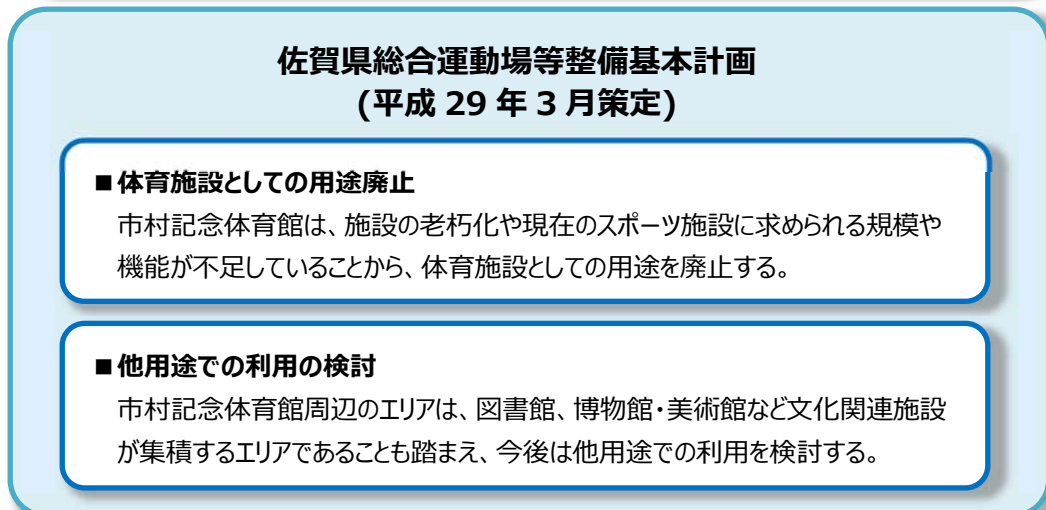
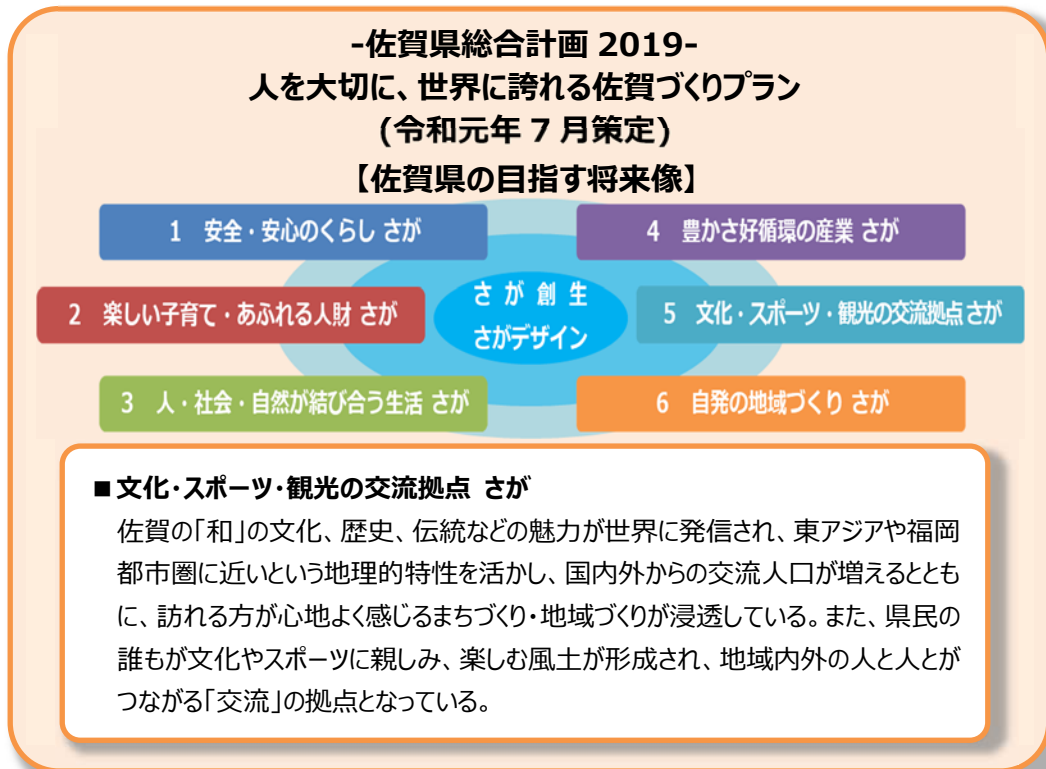
このような状況の中、平成 30（2018）年に迎えた明治維新 150 年を契機に、幕末維新期の佐賀の偉業や偉人を顕彰し、偉業を成し遂げた先人の「志」を今に活かし、未来に受け継いでいくことを目的として、平成 30 年 3 月 17 日から平成 31 年 1 月 14 日まで 304 日間にわたり、県内 16 の会場を中心に、佐賀県の歴史・文化・食を楽しむ「肥前さが幕末維新博覧会」が開催され、市村記念体育館はメインパビリオン「幕末維新記念館」として活用されました。

維新博の総来場者数は目標の 100 万人を大きく上回る 224 万人に達するなど盛況を博し、その中でも、幕末維新期の佐賀の偉業や偉人の活躍を「幕末維新」・「人」・「技」・「志」の 4 つのテーマに分け、最先端の映像技術等を駆使して紹介したメインパビリオン「幕末維新記念館」には、最多となる 34 万人の方が訪れ、50 年後へのメッセージを書き残す「ことのは結び」のコーナーには、佐賀の偉人や偉業に心を揺り動かされ、未来に向けた思いを綴った 10 万枚を超える「ことのは」が残されました。

このようなことから、維新博を通じて、多くの方に感動や勇気を与え、いくつもの新たな「志」が芽生える場所となった市村記念体育館を、単に施設に必要な整備を行うという視点だけではなく、今後、長きにわたり維新の「志」を引き継ぎ、佐賀県の未来を創造する拠点として新たに生まれ変わらせることを念頭に、利活用の検討を行うこととしました。

### 3. 上位関連計画

市村記念体育館利活用基本計画に関連する計画は、佐賀県総合計画 2019 や佐賀県総合運動場等整備基本計画があり、これらの計画等を踏まえて本計画を策定しています。



**市村記念体育館の利活用**

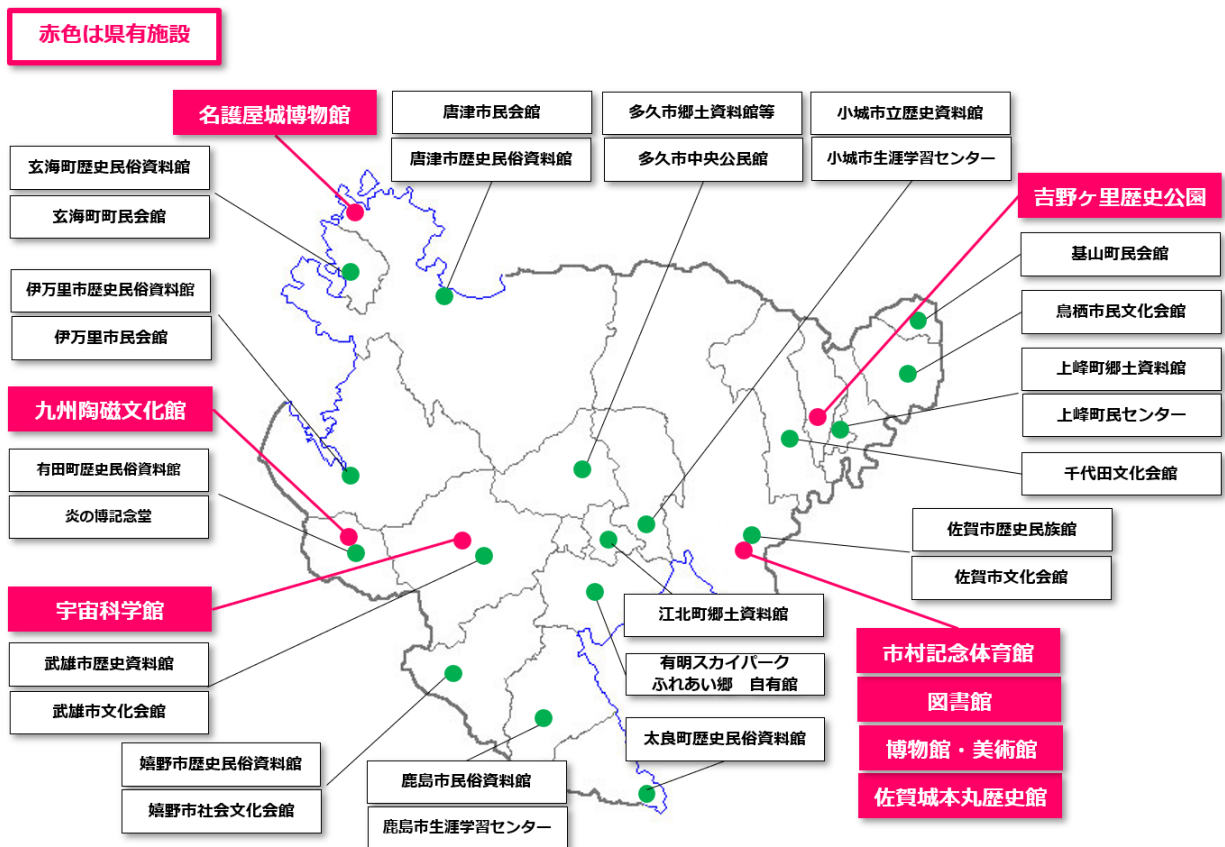
【関連計画と市村記念体育館利活用基本計画の関係】

## 第2章 施設の概要

### 1. 施設の周辺環境

#### <県内の文化施設の状況>

県下全域の県有文化施設を見ると、総合博物館である県立博物館を中心に、美術館や図書館、佐賀城本丸歴史館が佐賀市城内地区に、テーマに沿った博物館等の宇宙科学館（武雄市）や九州陶磁文化館（有田町）、名護屋城博物館（唐津市）、吉野ヶ里歴史公園（神埼市・吉野ヶ里町）などの文化施設が県内各地に設置されています。そのほか、各市町には歴史民俗資料館などの郷土学習を目的とした文化施設や各種イベントに使用できるホールを備えた文化施設が設置されています。



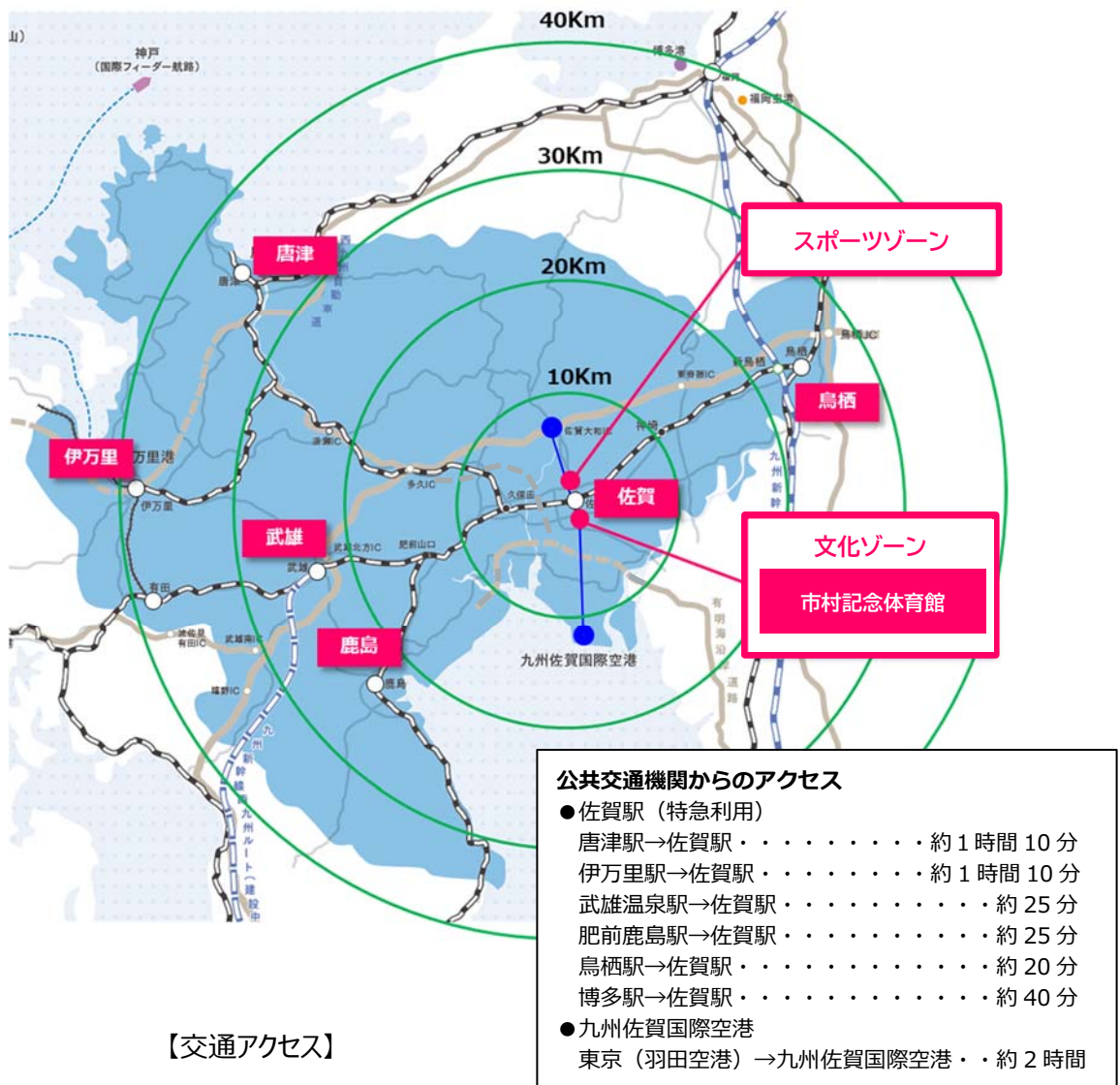
※主な文化施設のみ掲載しています

【県内の文化施設の配置】

## <佐賀城内エリアへの交通アクセス>

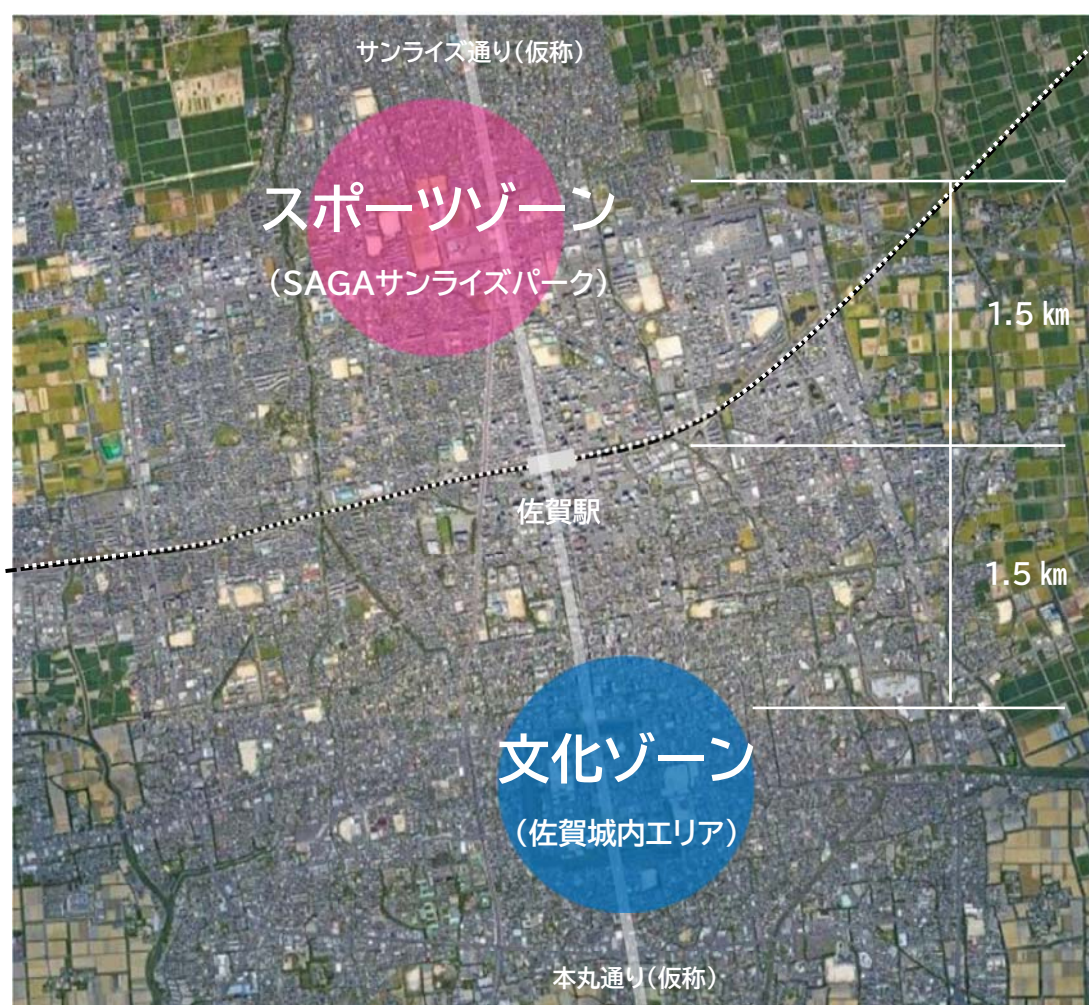
市村記念体育館周辺の佐賀城内エリア（※）は、県のほぼ中心部に位置し、佐賀駅や九州佐賀国際空港、高速道路などの交通機関に近いことから、県下全域からのアクセスはもちろんのこと、県外（特に福岡都市圏）からもアクセスが容易な場所に位置し、多くの方が年間を通して訪れる場所となっています。

※本計画で定義する佐賀城内エリアの範囲はP7の図に示すとおり。



## <佐賀城内エリアの位置づけ>

佐賀駅北には、陸上競技場、総合体育館などの既存の施設のほか、現在 SAGA アクアや SAGA アリーナの整備が進められるなど、スポーツ施設が集積しており、スポーツをはじめとする大規模イベントが開催できる環境が整った、県民の夢や感動を生み出す「さが躍動」の象徴となる『スポーツゾーン』を形成しています。一方、佐賀駅南の佐賀城内エリアには、市村記念体育館のほか、県立図書館、博物館・美術館、佐賀城本丸歴史館などの文化施設や教育機関が集積しており、城内を囲む堀や豊かな樹木など落ち着いた景観の中で、県民が学び、文化や芸術に触れることができる『文化ゾーン』が形成されています。



【佐賀駅周辺のエリアイメージ】

また、佐賀県が実施している「歩くライフスタイル推進プロジェクト」と連携を図り、北の「スポーツゾーン」、南の「文化ゾーン」の各施設を繋いでいくことで、各々のゾーンの魅力を高めていきます。

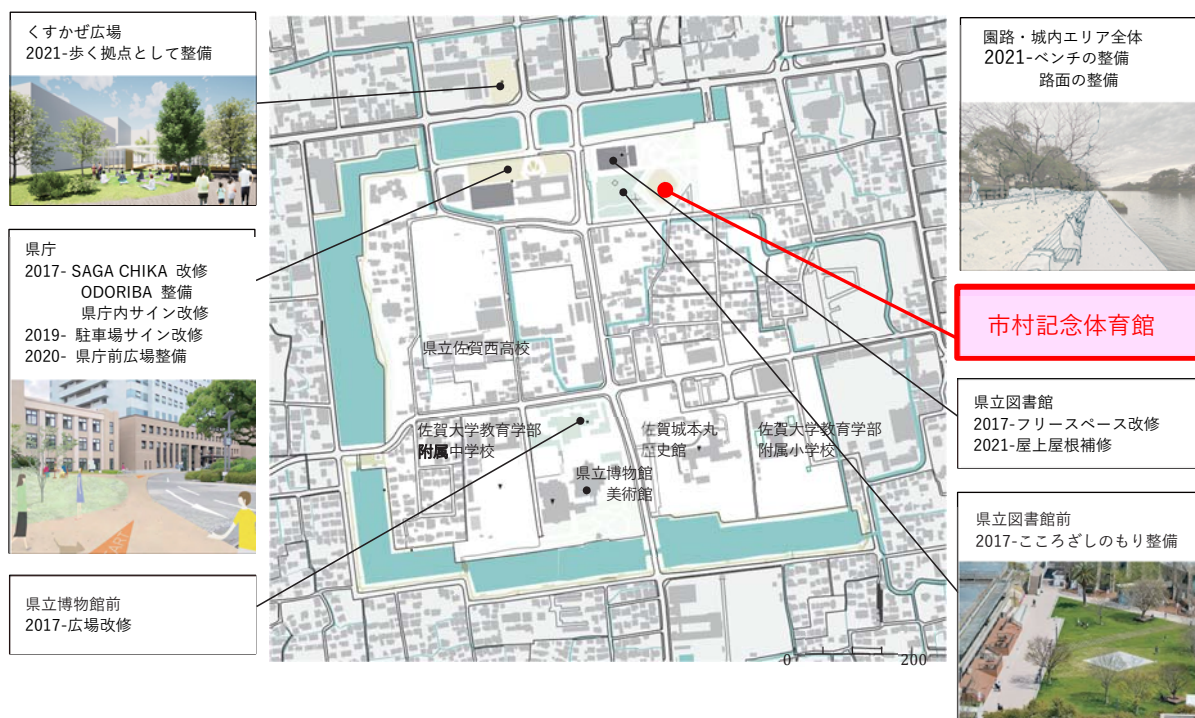
## <佐賀城内エリアの文化施設等の状況>

市村記念体育館周辺の佐賀城内エリアには、市村記念体育館のほか、県立図書館、博物館・美術館、佐賀城本丸歴史館などの県を代表する文化施設や教育機関が集積しています。

県民が学び、文化や芸術に触れることができる施設がこのエリアに集積していること、また、城内を囲む堀や豊かな樹木など落ち着いた景観が守られていることが、佐賀城内エリア全体の魅力を高めています。

さらに、近年、県立図書館と城内公園の一体利用を促すため、県立図書館のリニューアルにあわせて芝生広場「こころざしのもり」としてリニューアルされたことから、子どもを見守りながら本を読むことなど、日常的に学びに触れられる場所として、これまで以上に多くの方から親しまれています。その他、歩く拠点としての「くすかぜ広場」の整備なども進められており、エリアとしての磨き上げを行う様々なプロジェクトが動き出しています。

一方、施設の機能面から見た場合、県立博物館・美術館や県立図書館、佐賀城本丸歴史館などの「観る」施設、「知る」施設は充実していますが、それぞれの施設には、文化や芸術活動を「体験したり」「創作したり」するような機能が必ずしも十分とはいえない状況にあります。



【佐賀城内エリアの整備等の状況】





### 知の拠点 - 図書館

- ・過去の知が集積・蓄積された学びの場
- ・書物を読むことで知的好奇心が高まる場

### 文化・芸術の拠点 - 博物館・美術館

- ・佐賀の芸術を観る（鑑賞）・知ることで感性を磨く場
- ・芸術に触れることで創作意欲が高まる場

### 歴史の拠点 - 佐賀城本丸歴史館

- ・佐賀の歴史を体験的な展示で観ることができる場
- ・知識を得ることで郷土の誇りを高める場

### 政策の拠点 - 県庁

- ・文化・芸術を支える場
- ・新たな文化・芸術活動を後押しする場

【佐賀城内エリアの文化施設の配置】

## 2. 施設の現状と課題

### (1) 施設の現状

#### ① 施設の概要

項目	概要
建物名称	市村記念体育館（建設時名称：佐賀県体育館）
設置目的	本県における体育と文化の振興を図り、あわせて県民の体育その他健康で文化的な各種の集会の用に供する
建築年	昭和 38（1963）年（市村清氏から佐賀県へ寄贈）
設計者	坂倉準三氏（坂倉建築研究所）
構造	鉄筋コンクリート造（地下 1 階、地上 4 階）
面積	延床面積 4,318.04 m <sup>2</sup> （競技場面積 約 1,180 m <sup>2</sup> ） 建築面積 2,205.22 m <sup>2</sup> （バレーボール 2 面、バスケットボール 2 面、テニス 2 面、 バトミントン 6 面、卓球 18 台）
客席	固定席 820 席（2～4 階） 移動席 1,200 席（競技場）
施設	競技場、舞台、楽屋（5 室）、集会室、放送室、事務室、館長室、 湯沸室、収納庫（2 室）、ロッカー室（男女各 1 室）、シャワー室（男 女各 1 室）、トイレ（男女各 3 箇所）
管理運営	指定管理者制度方式（令和元年度まで）

【外観】



【内観】





## ② 施設の評価

市村記念体育館は、リコー三愛グループを創設した市村清氏により、昭和 38（1963）年に建設され、佐賀県へ寄贈された施設です。設計はモダニズム建築の巨匠であるル・コルビジエに師事した坂倉準三氏であり、V字型に配置された鉄筋コンクリート造の壁と、それに鞍形の HP シェル（双曲放物面シェル）と呼ばれる曲面の吊り構造屋根を組み合わせた構造となっています。正面からは王冠を思わせ、側面は馬の鞍型をした独創的なデザインが特徴です。

これまで、県民のスポーツと文化の振興を担う施設として、その特徴のある外観とともに多くの県民に長く愛されてきました。

## ③ 施設の沿革

開催年	主なあゆみ
S38（1963）	市村清氏から佐賀県へ寄贈。「佐賀県体育館」として開館する
S39（1964）	日中親善男女バレーボール大会が開催される
S42（1967）	パリ「木の十字架」少年合唱団公演が開催される
S51（1976）	第 31 回国民体育大会「若楠国体」体操競技会場として利用される
S56（1981）	ワールドカップバレーボール佐賀大会男子会場として利用される
S57（1982）	国際バレーボール大会女子佐賀大会会場として利用される
S61（1986）	名称を「佐賀県文化体育館」に改称する
S62（1987）	国際バレーボール大会男子佐賀大会会場として利用される
H4（1992）	市村清氏に功績を記念し、名称を「市村記念体育館」に改称する
H10（1998）	バレーボール第 1 回 V1 リーグ女子会場として利用される
H19（2007）	全国高等学校総合体育大会「青春・佐賀総体」ボクシング会場として利用される
H29（2017）	佐賀県総合運動場等整備基本計画において、体育施設としての用途廃止と文化関連施設が集積するエリアであることを踏まえ、他用途での利用を検討するという方針が決定する（3月）
	体育施設としての利用を停止する（11月）
H30（2018）	肥前さが幕末維新博覧会のメインパビリオン「幕末維新記念館」として利用される
R1（2019）	第 43 回全国高等学校総合文化祭会場として利用される

#### ④ 施設の利用状況

	H26	H27	H28	H29	H30
利用者数	8.3万人	7.7万人	8.1万人	7.0万人	33.3万人

- ※ 平成 29 年 11 月から体育施設としての利用を停止。
- ※ 平成 30 年 3 月 17 日から平成 31 年 1 月 14 日まで、肥前さが幕末維新博覧会のメインパビリオン「幕末維新記念館」として活用し、34.3 万人が来場。
- ※ 令和元年 7 月 27 日から 8 月 1 日まで、第 43 回全国高等学校総合文化祭の会場として活用。

## (2) 施設の課題

### ① 耐震性他、既存不適格箇所への対応

- ・平成 21 年に策定した「佐賀県県有建築物の耐震化計画」において、耐震診断の結果、耐震性能「B」(4 区分中、下から 2 番目)・緊急性「中」(3 区分中、中位)に位置付けられています。
- ・耐震性能の他、防火規定、避難規定等の既存不適格箇所があります。
- ・利活用に伴い、耐震性の確保や既存不適格箇所を現行法令に適合させるための改修を行う必要があります。

### ② 老朽化

- ・老朽化等により、屋根などから雨漏りが起こっています。
- ・鉄筋コンクリート壁のひび割れや、爆裂箇所が見られます。
- ・競技場床は仕上げ材(フローリング)の損傷に伴い、これまで床を研磨して修理していたことから床板が薄くなり、これ以上研磨ができなくなっています。
- ・電気・空調などの設備が古くなり、性能が十分でなくなっていることから、利活用に伴いそれらの設備を更新する必要があります。
- ・コンクリートの圧縮強度や中性化についてコア抜きによる調査を実施したところ、顕著な劣化は見られず、コンクリートの強度は保たれています。

### ③ ユニバーサルデザイン

- ・利活用にあたっては、「佐賀県福祉のまちづくり条例」等に基づき、ユニバーサルデザインの対応を行う必要があります。
- ・トイレは和式タイプが多く、また、ベビーチェアや授乳室もないことから、誰もが快適に使用できる環境にありません。また、集客施設として考えた場合、数が十分ではありません。
- ・エレベーターがないため、車椅子利用者や足の不自由な方が2階に上がることが困難となっています。
- ・その他廊下や出入口の幅等不足している箇所があります。

### ④ 石綿（アスベスト）

- ・使用されている成形板等には石綿（アスベスト）が含有していることが確認されています。
- ・これらの石綿含有建材は、飛散性が相対的に低いことから、解体作業等が発生しない場合には特段の対応は不要であるものの、不適切な除去作業を行えば石綿が飛散するおそれがあり、今回の利活用等の改修工事の際には、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、適切に対応する必要があります。

### ⑤ その他

- ・施設の専用駐車場の数は多くありません。  
※施設周辺に民間の有料駐車場はあります。
- ・一般的な施設に比べて諸室が少なく、競技場や客席など体育館特有のアリーナ空間が大半を占めています。

### 3. 施設改修に係る法規制等の諸条件

---

#### (1) 現状の把握

昭和 38 (1963) 年に建設された市村記念体育館は、竣工以降に改正された建築基準法の規定は適用を除外されています (既存不適格建築物)。このため、新たに増改築や用途変更等行う際には、当該規定に適合させる必要があります。

#### (2) 特定行政庁との事前協議

建築する際に特定行政庁に提出した建築確認通知書や一部の確認申請図書が確認されていますが、検査済証などは確認できていません。このため、増改築を実施する際は、特定行政庁である佐賀市と事前に協議する必要があります。

#### (3) 改修・増築を実施する際の注意点

独創的な空間性を継承しながら、新しい機能と調和のとれたデザインを検討する際に注意する点は、防火区画や排煙等があり、遡及する規定については設計時に再度確認する必要があります。

#### (4) 確認通知書

確認通知書 (確認番号 : 第 267)	
確認年月日	昭和 37 年 12 月 20 日
地番	佐賀市赤松町 39 番地
用途	住居地域
防火指定	準防火地域
用途	体育館
工事種別	新築
構造・階数	RC 造・地下 1 階、地上 4 階
敷地面積(m <sup>2</sup> )	12,120 m <sup>2</sup>
建築面積(m <sup>2</sup> )	2,205.22 m <sup>2</sup>
延床面積(m <sup>2</sup> )	4,318.04 m <sup>2</sup>
地下 1F(m <sup>2</sup> )	328.20 m <sup>2</sup>
1F(m <sup>2</sup> )	2,205.22 m <sup>2</sup>
2F(m <sup>2</sup> )	948.62 m <sup>2</sup>
3F(m <sup>2</sup> )	656.00 m <sup>2</sup>
4F(m <sup>2</sup> )	180.00 m <sup>2</sup>
最高高さ(m)	18.79m
最高軒高さ(m)	17m



## (5) 現在の敷地条件

敷地条件（令和2年3月現在）	
佐賀都市計画区域	佐賀都市計画区域
用途地域	第一種住居地域
防火地域等	準防火地域
法定容積率(%)	MaX:200%
法定建ぺい率(%)	Max:60%
地区計画	佐賀城内 B 地区 ※都市公園内により規程除外
特別用途地区	文教地区
高度地区	城内周辺地区-15m 絶対高さ制限、北側斜線制限あり ※都市公園内により規程除外
道路斜線	1.25
隣地斜線	20m+1.25
接道	6m 以上の接道あり（敷地の南・西側道路）

立地する公園	
公園等の種類	都市基幹公園
公園等の種別	総合公園
公園名	佐賀城公園
その他	佐賀城下再生百年構想

## 第3章 利活用基本方針

### 1. 利活用の基本的な考え方・目的

佐賀は、幕末維新时期という激動の時代に、世界に目を向けながら、大胆な教育改革による人材育成と最先端の科学技術の導入により、日本で初めての反射炉や実用蒸気船を製造するなど、日本の近代化の先駆けとして多大な影響を与えました。

明治維新 150 年を契機に開催された肥前さが幕末維新博覧会では、市村記念体育館がメインパビリオンとして活用され、子どもたちをはじめとした多くの県民が、当時の日本を牽引した佐賀の「技」や「人」、それらの礎となった先人の「志」に触れたことにより、佐賀への誇りや新たな「志」を抱ききっかけになりました。このような県民の心に芽生えた佐賀への誇りや新たな「志」は、佐賀県が飛躍する上で土台となるものであり、今に活かし、未来へ繋げ、広げていく必要があると考えています。

このようなことから、維新博のメインパビリオンとして活用され、その記憶が刻み込まれた市村記念体育館の利活用にあたっては、『今後、長きにわたり維新の「志」を引き継ぎ、佐賀県の未来を創造する拠点として新たに生まれ変わらせる』ということを念頭に、文化・芸術などの様々な体験や創作活動を通じて、先人たちのように広い視野を持ち、自らの力で次の世代に必要なものを作り出す力（デザイン力）を持った人材を育成することを目的としています。



## 2. 利活用にあたって必要な視点

利活用にあたっては、下記の7つの視点も重要であると考えています。

### ▶ 県有施設としての役割

県の施設としては、市町の施設では担わない県が担うべき機能等を備え、公共施設として、エリアや世代を問わず、幅広い人が県内はもとより県外、海外からも訪れるような魅力的な場所にする必要があります。

そのためには、佐賀城跡という落ち着いた歴史景観の中で、県民が学び、文化や芸術に触れることができる環境が整っている佐賀城内エリアの資源や各施設の機能と調和し、相乗効果を生み出す施設として整備する必要があると考えています。

### ▶ 都市公園内の施設としての役割

市村記念体育館は都市公園である佐賀城公園内に立地しており、公園施設として、レクリエーション空間や地域づくりの交流空間、都市景観の形成などの都市公園の効用を全うする必要があります。

このため、公園施設として、どのような効用を発揮できるか十分に検討した上で施設を整備する必要があると考えています。

これまでは運動施設として利用されてきましたが、利活用にあたっては、施設の用途を見直し、文化・芸術活動を行う「体験学習施設」として整備を行い、様々な人が集うような施設となることを目指します。

### ▶ ターゲットを見据えた施設の役割

施設の整備にあたっては、誰をターゲットにした施設を作るのかを明確にしていくことが重要です。

そして、ターゲットとなる利用者にとって使い勝手がよく、満足いただけるような機能に注目した施設整備を行っていくことが施設を効果付ける上では重要であると考えています。

### ▶ 施設の運営

利活用にあたっては、運営に関する意見を検討の段階から取り入れ、運営者にとって使いやすい施設にする必要があります。

このためには、施設の機能や配置、利用者等の動線を含め、施設の運営をどうするのか十分に想定した上で施設を整備する必要があると考えています。

また、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や運営者が経済活動をしやすくする工夫などによって、持続性を高めるとともに、将来にわたって行政の負担を軽減して

いくことが求められます。

### ▶ 施設の姿

市村記念体育館は、昭和 38（1963）年にリコー三愛グループ創業者の市村清氏より、佐賀県へ寄贈された施設であり、また、モダニズム建築の巨匠であるル・コルビジエに師事した坂倉準三氏が設計を手掛けた独創的なデザインの建築物で、これまで、県民のスポーツと文化の振興を担う施設として、（街の重要な景観の一つとなって）その外観とともに長く愛されてきました。

利活用にあたっては、県民に長く愛されてきた市村記念体育館の歴史的建物としての価値を壊さない形で保存するとともに有効に活用していく必要があります。そのうえで、誰もが訪れたいくなるような魅力的な空間を有する施設として整備する必要があると考えています。

### ▶ 文化を楽しむことができる環境

文化施設が集積する城内エリアにおいて新たな形の文化・芸術の拠点としていくためには、このエリアに十分とはいえない、県民が集い、多様な文化・芸術活動や創作活動を行うことができる環境を整える必要があると考えています。

このため、文化活動の重要な要素となる音（音楽）についても、他の施設利用者への配慮、施設外部への音漏れなどをどの程度許容するのかを整理し、施設整備を行っていくことが重要です。

また、文化・芸術の新たな表現として、AI や ICT などの最新テクノロジーの活用などについてもあわせて検討することが必要であり、そのような環境を整えることで、自ずと人が集まり、更に文化を楽しむことができる環境を作り出すことができるものと考えます。

### ▶ 利用者が安心して快適に利用できる環境

市村記念体育館は、耐震性能も含め「既存不適格建築物」となっていることから、利活用にあたっては、現行の建築基準法等の各種法令の規定に適合させる必要があります。また、老朽化対策や、ユニバーサルデザインへの対応等を図るなど、利用者が安心して快適に利用できる環境を整えていく必要があると考えています。

### 3. 城内エリアでの位置づけ

佐賀城内エリアには、文化・芸術等を「体験する」、「創造する」場所が欠けています。

このことから、市村記念体育館を活動に取り組める場所、利用者同士が出会い、様々な創作活動や、体験を通して試行錯誤しながら考え、創造する場所、すなわち「文化体験・創造の拠点」とすることで、周辺の施設との連携・活用が進み、エリアとしての魅力が高まることが期待されます。

また、市村記念体育館、県立図書館、こころざしのりの3つの施設のつながりを生み出すことで、文化の体験・創造の役割を強化し、県民にとってわかりやすく使いやすい拠点を形成することとなります。



さらに、城内エリアの回遊を実現する上で、他の施設との連携にも考慮して推進していくことが望まれます。

## 4. 目指すべき姿

第3章の「利活用の基本的な考え方・目的」、「利活用にあたって必要な視点」、「城内エリアでの位置づけ」を踏まえ、市村記念体育館の目指すべき姿を以下のとおり定義します。

### 『佐賀の未来を創る、佐賀が未来を創る、文化体験・創造拠点』

- 未来を担う若者をはじめ、多世代の来訪者が、多彩な文化・芸術等の活動を通じ、県内外で活動する人や民間事業者の新しい技術、知識に触れ、自ら考え、創造的な活動に取り組むきっかけを生み出す場所。
- 佐賀の先人たちのように広い視野を持ち、次世代に必要なものを自ら考え、作り出すような力（デザイン力）を持つ人材を培う場所。

市村記念体育館は、肥前さが幕末維新博覧会のメインパビリオンとして、維新の志を再認識させ、多くの方に感動や勇気を与える舞台となりました。この建物の利活用にあたっては、ここで生まれた志を継承し、佐賀の「これから」を生み出す場としたいと考えます。

振り返れば、佐賀の先人たちは未来を見据えて、その時々に必要なものは何かを考え、創造し、時代を切り拓いてきました。それらは、焼き物などの工芸、近代を象徴する科学技術、新しい教育制度など、多岐にわたります。

その根底にあるのは「デザイン」する力です。

これは決して目に見える「カタチ」のデザインだけでなく、仕組みや制度など、無形の価値や課題解決の方策などを生み出す能力も含まれます。そして、これらは豊かな暮らし実現のために時代が求めるものを創り出すための力となるものです。

先人の志を受け継ぎながら、これからの豊かな未来を創造する力を身につけると共に、未来を担う人材を育成する場の実現を目指すものです。

「佐賀の未来を創る・佐賀が未来を創る」

県民をはじめとした幅広い利用者が、多様な業態の企業のプロフェッショナル、クリエイター、デザイナー等と多彩な文化・芸術等の活動を通じ、出会い、体験し、つながることで、試行錯誤しながら新たな知識や技術を学び、活かす力を楽しみながら育む場、つまり、この場所は「佐賀の未来をデザインし、文化を創造するためのラボ（実験室）」なのです。

## 5. 施設利用者（ターゲット）について

---

市村記念体育館は、多彩な文化・芸術等との出会いや体験を通して、試行錯誤しながら考えることで、自ら文化・芸術等の創造的な活動ができる（能動的に関われる）場となることを目指しています。

この施設は、佐賀県の未来を担う若者や文化・芸術等の創造的な活動に興味があって関わりたい人、あるいは、これまで文化・芸術等の創造的な活動に関わる機会があまりなかったが、関わってみたいと思っている人などが、エリアや世代を問わず、利用いただくことを想定しています。

施設において活動を提供する主体は県内外で活動している多様な業態の企業のプロフェッショナル、クリエイター、デザイナー等です。提供するコンテンツのみならず、将来創造的な活動に関わりたい人にとっては、感性が刺激され、考える力を養うことができるような水準の内容に留意し、提供したいと考えています。経験の有無、年齢などに関係なく、本物を体験すること、少し難しいことに挑戦することにより、創造的活動のスタートになると考えます。

## 6. 利活用基本方針

利活用の基本的な考え方等を踏まえたうえで、目指すべき姿を実現するための4つの柱を基本方針とします。

▶ **維新の「志」を継承し、次世代を担う人材を育む施設**

佐賀県の未来を担う世代が、“自ら考え行動する力”や、新たな時代に対応し、“考えを組み立て創造する力”を身につける場。

人材育成

▶ **佐賀城内エリアの価値と調和し、多彩な文化・芸術等の活動を行う施設**

落ち着いた歴史的景観や豊かな環境に囲まれる佐賀城内エリアの資源や各施設の機能と調和した多彩な文化・芸術等に資する活動を展開する場。

文化・芸術振興

▶ **幅広い活用と交流の創出により、地域活性化に寄与する施設**

幅広い人が訪れ、交流を創出することで、佐賀県の飛躍の原動力となるような、地域活性化に寄与する活動の場。

地域活性化

▶ **持続可能な運営を担保できる事業を展開する施設**

民間事業者のノウハウやアイデアを活かしながら、連携可能な活動や事業性を導入し、持続可能な運営を担保できる事業を展開する場。

持続可能な運営



## 第4章 施設の整備内容

### 1. 整備の方向性

多様な活動が共存し、交流が生まれるような施設をつくるためには、既存の大空間を活かしながらも、新しい機能を実現する場所や空間を、利用者や運営者の使いやすさやユニバーサルデザインの視点を考慮して、新たに生み出すことが必要となります。

一方で、市村記念体育館は、建築基準法などの改正に伴い、現行法規の規定にあわない、いわゆる既存不適格建築物となっていることから、利活用にあたっては、現行の法規に適合させて改修を行う必要があります。

また、耐震性向上や老朽化対策、ユニバーサルデザインへの対応等を図るため、外観・内装・設備などを改修する必要もあります。

このような点を踏まえ、改修にあたっては、耐震性能を向上させながら機能面・ユニバーサルデザイン面・コスト面を考慮しながら、既存施設を活かした改修を行います。

さらに、今後の活動に不可欠なデジタル技術の利活用のためには、通信環境も配慮が必要です。つまり、提供するコンテンツを想定して最先端のネットワーク回線を整える必要があります。

### 2. 耐震化の基本的な考え方

市村記念体育館は、平成 23 年度に実施した屋根構造詳細調査において、屋根架構に配置されている吊り鋼材や押え鋼材の張力低下が懸念されたため、大地震時の屋根板の落下防止対策として屋根の改修が必要との結論が出ました。これらを踏まえ、平成 25 年度に耐震化基本計画を策定し、膜屋根や鉄骨トラス屋根等への改修による屋根の軽量化により、耐震性能を向上させると共に、プレキャスト鉄筋コンクリート造屋根板の吊り鋼材等の張力低下の問題を解消する計画を取りまとめました。

このようなことから、利活用にあたっては、この耐震化基本計画に基づき、膜屋根や鉄骨トラス屋根に改修するなどして建物の耐震性能を確保することとします。

### 3. 公民連携手法

---

#### (1) 民間事業者との連携

利用者の知的好奇心を刺激し、来るたびにワクワクだけでなくドキドキを得て「また来よう」と思ってもらえるような施設となるためには、事業に関わる民間事業者には、単に施設を整備、運営するだけでなく、利用者目線で積極的に活動を企画し、満足度の高いサービスを提供していく能力が求められます。

そこで、本施設の整備・運営に際しては、民間の経営的な視点や民間企業の持つノウハウ、企画力、ネットワークを活かし、設計、施工、運営を行い、利用者満足を高めるとともに持続的なサービスを可能とする必要があると考えています。

#### (2) 業務の発注スキーム

施設の利活用に際しては、施設の運営者が、利用者の変わりゆくニーズに応えられるよう、様々な取り組みを行うことができるような施設であることが重要です。

本事業では、設計業務、施工業務、維持管理・運営業務（指定管理）を一括して発注し、資金調達までも民間に委ねることでコスト削減を図る DBO 方式（Design-Build-Operate）や PFI 手法による RO 方式（Rehabilitate-Operate）を導入することを検討しましたが、地元企業等を含む民間事業者との対話の結果、参画しうる事業者が限定的になるケースが想定されたこと、交付金の採択期間内での整備を考えた場合、PFI 法の手続きなどを行う時間が十分にとれないこと、分割発注の場合でも各発注時の工夫により民間事業者との連携による効果が得られる見込みがあることなどから、今回は分割での発注方式を採用することとしました。

なお、この場合であっても、設計段階から、後の運営や活動を見越して運営事業者の意見が反映されるような仕組みを考えることが必要と考えており、地元企業等を含む民間事業者のサウンディングにおいても、この考え方について賛同いただいているところです。

## 4. 施設の基本機能

本施設の目指すべき姿を実現するため、具体的な利用者の活動を想定しながら、施設機能の具体化を図っていく必要があります。目指すべき姿を実現するための基本方針等の考え方を踏まえ、施設には次のような機能を取り入れたいと考えます。

- ▶ 肥前さが幕末維新博覧会を通じて、子どもたちをはじめ多くの県民の心に芽生えた佐賀への誇りや新たな「志」を将来に向かって継承し、広げていけるような機能。（「志」の継承）



- ▶ 今まで文化・芸術に関わる機会がなかった方にも世代を超えて親んでもらえる企画を実施したり、既存の施設では実施できなかった創造的な活動に自らチャレンジできる貸音楽スタジオ、貸編集スタジオ、貸ギャラリー、貸工房等のような機能。



（イベント・ギャラリー）

- ▶ 開かれた制作環境と最先端技術等を活用した利用者向けの体験型コンテンツが展開され、佐賀県の未来を担う世代が楽しみながら学び、クリエイターや企業などが、さらに技術を磨くことができるような機能。



（ワークショップ）

- ▶ 佐賀の資源や強み（自然・食材・工芸・IT等）を活かしたクリエイティブなカフェ、レストランなど、県内外の利用者が、施設を日常的に利用し、楽しめるような機能。（コミュニケーション）



- ▶ セレクトされたクリエイティブ・デザイン系の本や、子どもから高齢者まで使えるデジタルアーカイブ、閲覧ブース等、世代を超えて、自ら学んだり、互いに教え合ったりすることができるような機能。  
(デザインライブラリー)



- ▶ 佐賀県の未来を担う世代や、クリエイターや企業などが、刺激し合いながら働けるなど、将来的な産業の育成による地域活性化や、街づくりにもつなげていけるような交流機能。  
(コワーキング・バックオフィス)



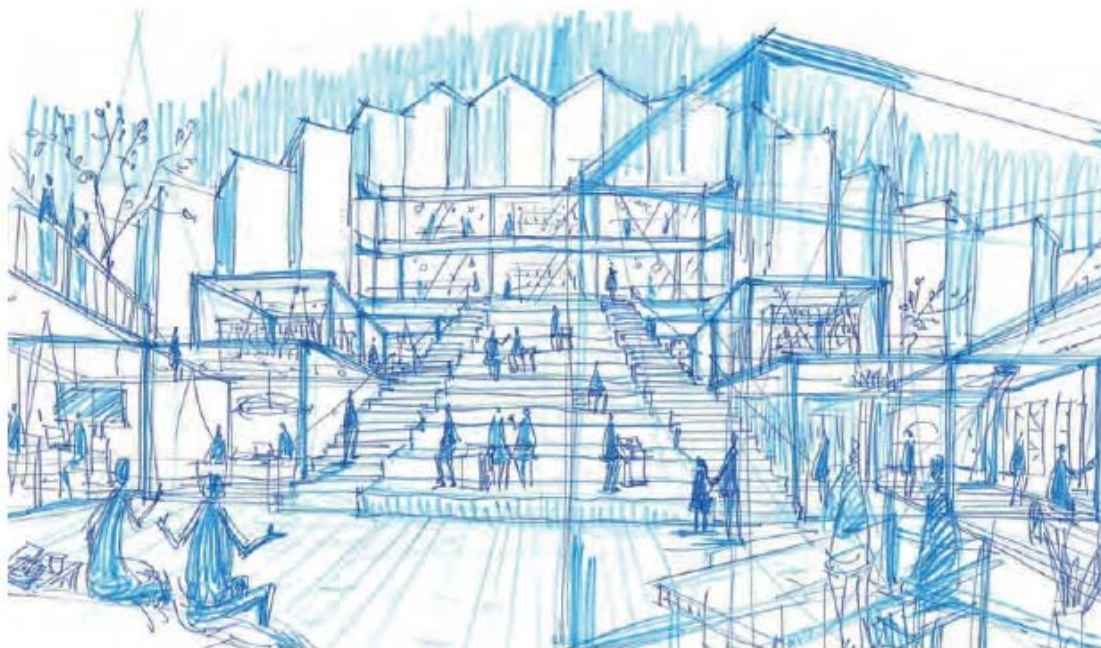
## 5. 施設の空間イメージ

体育館であった大空間を極力活かしつつ、創造的な活動を行う場所が共存し、視線・動線が行き交う、ライブ感のある空間をイメージしています。

施設は、建物の中心部から外周部に向かって、フロントヤード（コミュニケーションラボ）、ミドルヤード（オープンラボ）、バックヤード（オペレーションラボ）の3つの空間で構成します。

1階のフロントヤード（コミュニケーションラボ）は、大空間の中に可動式の家具などを配置し、イベントなどの利用シーンに併せてフレキシブルに変化できる空間とします。ミドルヤード（オープンラボ）は、プロと施設利用者が活動を行う施設の中心的役割を担うこととし、ガラス張りの開放的なブースなどを設けることで活動を可視化しつつ、ブース内の遮音性能を考慮することで、イベント時に他の活動との共存もできる活動空間を設けます。また、2階には客席の段差を活かしてデザイン関係書籍等の展示・閲覧スペースを設けて知の劇場のような空間をつくることなども考えられます。

また、植物に囲まれた閲覧席や休憩席を設けることで、自然と技術が融合した空間をつくることや、上階への動線を開かれた場所に設け、既存の客席につながるような設えや、登りたくなるような工夫をこらすことで、上下階の一体感をつくることなども考えられます。



利用者や運営者など誰もが使いやすい空間になるように、1階のフロントヤード（コミュニケーションラボ）からミドルヤード（オープンラボ）及び上階のフロントヤード（コミュニケーションラボ）には、直接アクセスできるようにし、効率的かつ空間的一体感を持った動線を確保することを想定しています。

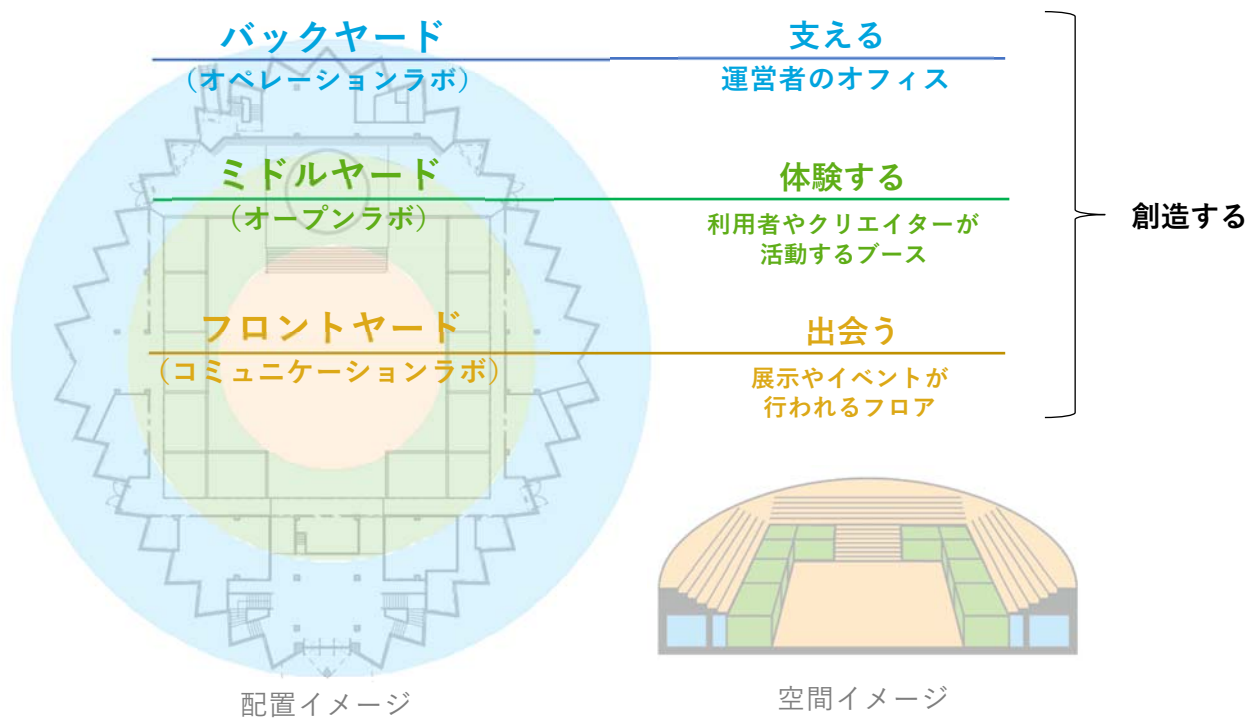
## 6. 施設の活用イメージ

### (1) 活用イメージ

この施設は、佐賀県の未来を担う若者や文化・芸術等の創造的な活動に関わりたい人、あるいは、これまで文化・芸術等の創造的な活動に関わる機会がなかった人などが、エリアや世代を問わず、多彩な文化・芸術等に出会い、鑑賞し、自ら文化・芸術等の創造的な活動ができる（能動的に関われる）場となるように、文化・芸術を軸に複合的な機能を有する拠点として活用することを想定しています。

運営者が事業を行う「バックヤード（オペレーションラボ）」、多様な業態の企業のプロフェッショナル、クリエイター、デザイナー等と利用者が交わり文化芸術の活動を共にする「ミドルヤード（オープンラボ）」、利用者が文化芸術に出会う「フロントヤード（コミュニケーションラボ）」というように、参加のレベルに合わせた空間構成とします。

目指すべき姿の具現化には、知識を組み合わせる発想が必要であり、施設に集まってくる知識をうまく活用して牽引していくような人材（プロデューサー、ディレクターなどのキーマン）が重要と考えています。また、3つのヤードは、イベントなどで双方向からのアプローチでの使用も想定され、そこでの化学反応やそれを促すコンテンツ、提供サービスなどによっては、新たな活用も期待されます。



【空間・配置イメージ】

### <バックヤード（オペレーションラボ）>

バックヤードでは、施設コンセプトに即した事業者等が参加する空間であり、それぞれの企業間の交流によって様々なイノベーションを起こす場となります。入居する企業のジャンルは多岐にわたり、多様な企業が垣根を外し、集まり、つながり、刺激しあうことで創造的な活動を生み出します。必要に応じて関連する仲間（ステークホルダー）を増やしなが、ネットワークを広げ参加者同士の関係性を深めていき、創造的な活動のアイデアを生み出し、ミドルヤードやフロントヤードなどでのアウトプットにつなげていくことを想定しています。

### <ミドルヤード（オープンラボ）>

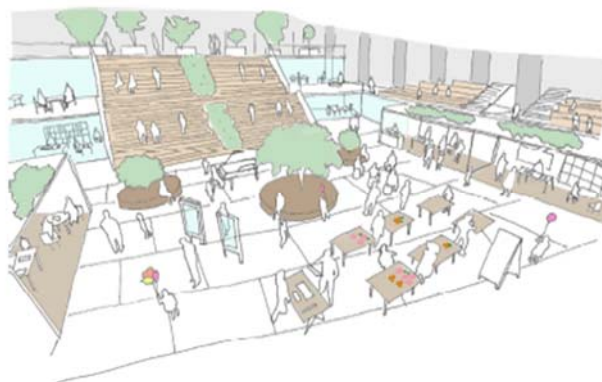
ミドルヤードは、県民をはじめとした幅広い利用者が、各種のプロフェッショナル・クリエイターとつながる場所であり、ガラス張りの開かれたラボでは、ワークショップや体験教室、ものづくりなど様々なチャレンジや活動が行われ、新たな知が生まれてくるような空間をイメージしています。

例えば、バックヤードの民間事業者が自主事業により、各企業等のデモンストレーションや発表、ワークショップ等を開催し、直接県民に学びの機会を提供するとともに、クリエイターとの事業推進を図ることで、知的好奇心や自分の創造性を刺激しあい、様々な化学反応を起こすきっかけとなることを想定しています。

### <フロントヤード（コミュニケーションラボ）>

フロントヤードでは、屋内広場の空間を活用して、定期的に様々なテーマについて講演会、トークセッション（オンライン併用）を行うほか、アート展示や音楽コンサート、e スポーツ、ポップカルチャーや各種ラーニングイベント等を開催できる空間をイメージしています。

また、アーカイブ型の図書館とは異なり、セレクトされたデザイン系の書籍を揃え、また、多世代が使えるデジタルアーカイブも閲覧可能なデザインライブラリーの設置を想定しています。

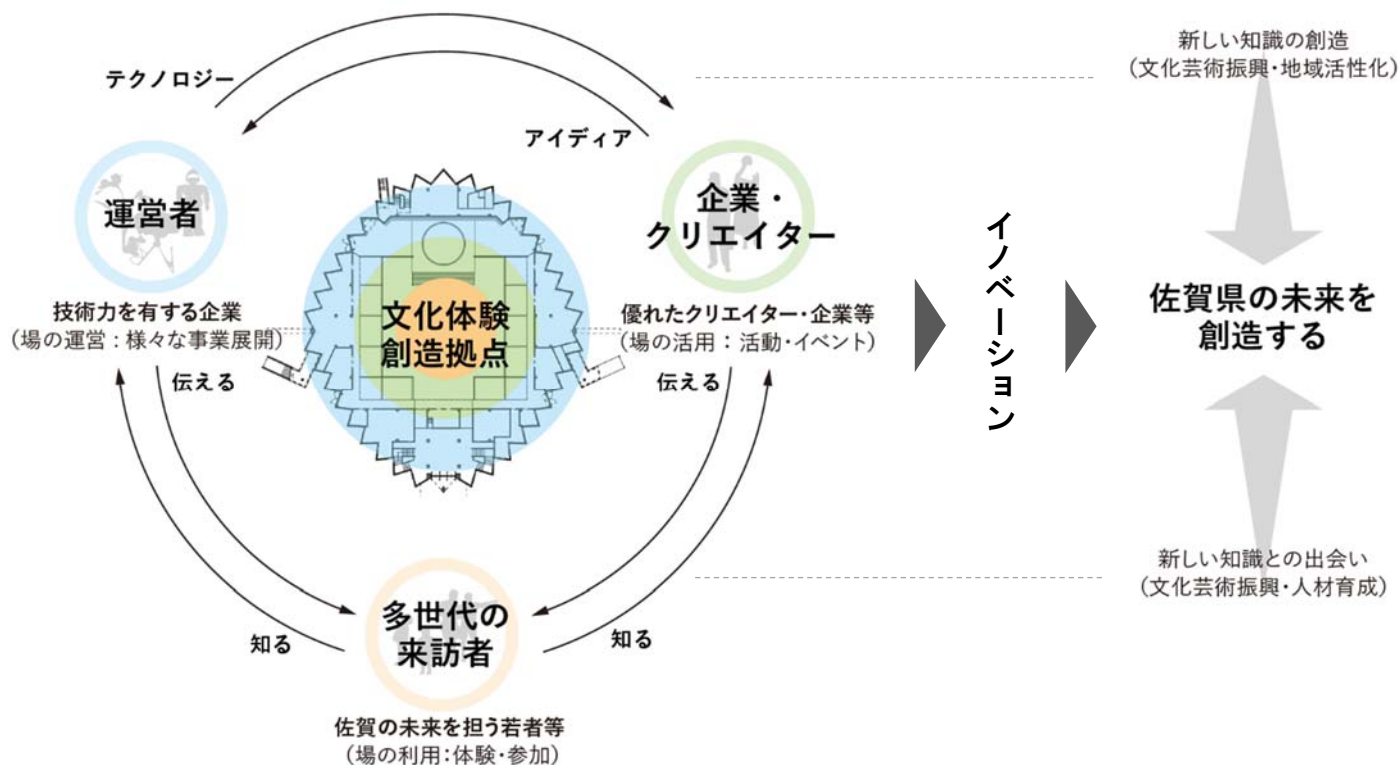


施設の運営にあたっては、施設全体の維持管理・運營業務を担う民間事業者の創意工夫等を最大限に活用し、柔軟性をもって様々な事業を展開することで、日常的に訪問したくなるような施設とすることが重要です。また、県内外で活躍するクリエイターなどが定期的にイベント等を実施したり、アイデアを出し合いながら、利用者と様々な課題などに取組むことで、利用者との交流・共創が生まれる仕組みを構築していくことが期待されます。さらには、ここにアーティストやクリエイターが集まり、新たな知識や技術を学び、様々なチャレンジを行うことにより、デザインを中心としたプロジェクトやビジネスモデルのプロトタイプを作る拠点となることが考えられます。

施設に集まるヒト、モノ、コトなどの既存資源や価値が、それらの相互作用によって新たな資源や価値を生み出す、真の「イノベーション」を発現させる場や仕組みを体現することが重要であるとともに、こうした場を目指すことが望まれます。

また、施設を利用し、体験する人に対して、何かの気づきを与え、納得へとつながられる「センスメイキング」の場となることが求められると考えます。

なお、休日だけでなく、平日の継続的な集客を図るために、定期的なコンテンツの入れ替えや情報発信・広報が重要となります。これらについては、ソーシャルネットワークサービス等のオンラインツールの活用も効果を生むことが期待されます。また、利用料金の割引などの工夫なども、利用促進を図っていく上では検討すべきだと考えています。



【概念図】

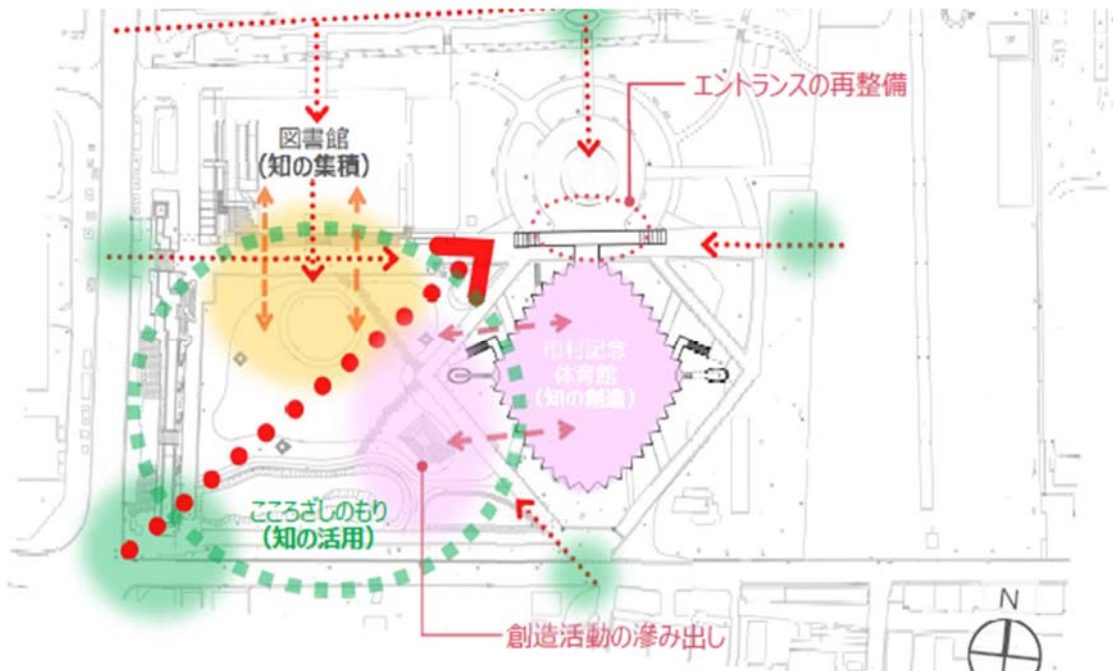


## (2) 配置・動線等

施設の入口となるエントランスへの動線は、県立図書館及びこころざしのもりからの西からの動線、県立図書館北から遊歩道を通ってきた北からの動線、佐嘉神社外苑駐車場を通ってきた東からの動線が考えられます。

特に、隣接する県立図書館及びこころざしのもりとは、相互に連携、補完しながら、相乗効果を図り、来場者の回遊を高める効果が期待できます。また、例えば、こころざしのもりへの創作活動の滲みだしやイベント、施設を活用したプロジェクションマッピング、照明を使った演出、なども取組みとして考えることができます。

その他、施設のエントランス、施設内の配置などの工夫によって、外から施設内が見えるようにしたり、外とつながるテラスを作ったり、元設計者の独創的なデザインを活かしながら、内部については大空間を活かした居心地の良い空間とするなどして、入りたい、また来たいと思えるようにするなど、人を呼び込む工夫も考える必要があります。これらについて、設計時に決めていくことが必要になります。

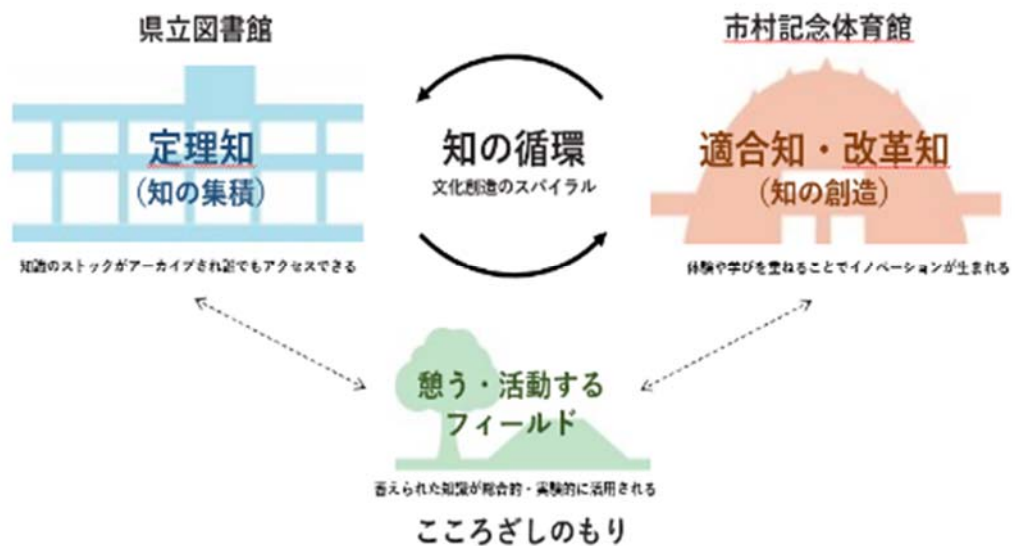


【創造活動の滲み出しのイメージ】

なお、施設に多くの来場者を受け入れるためには、交通アクセスの良さも重要になります。佐賀県が実施している「歩くライフスタイル推進プロジェクト」との連携を図り、佐賀城内地区の回遊性向上、佐賀市内の主要な交通拠点（佐賀駅、バスセンター等）との接続など、利用者の利便性を高めることが必要になります。

### （3）周辺施設との連携

市村記念体育館を文化体験・創造の拠点とすることで、隣接する過去の知識をアーカイブする県立図書館や蓄えられた知識が（総合的・実験的に）活用されるフィールドであるところざしのもりを含めて周辺施設との連携・調和を図り、相乗効果を生み出すことで、エリア一帯の相互利用を促し、新しい知識・文化が育っていく場所を目指します。



【施設の連携イメージ】

エリア全体のブランディングを考えながら、城内エリアの回遊性を高めていくことも重要となります。これらについては、コンテンツやサイン、ランドスケープなどを周辺施設と連携していくことが重要となります。また、周辺マップや、関連したイベント、共通のウェブサイトなどの取組みも必要と考えています。

## 第5章 施設運営方針

### 1. 運営方針

施設の運営に際しては、多くの来場者を迎えリピーターとなってもらうために、利用者の満足度の高い公共サービスを提供していく必要があります。そのため、施設の運営者は、利活用の基本的な考え方を踏まえつつ、民間企業の持つノウハウ、企画力、ネットワーク等の創意工夫を最大限に発揮し、変わりゆく利用者ニーズに応じていくことが求められます。

そこで、利活用に際しては、民間活力を導入し、県と民間事業者が連携して運営を行うことが必要です。

また、施設運営にあたって、下記の3つの視点も重要です。

#### ▶ 運営業務

運営業務は、基本機能として想定している「志」の継承、イベント・ギャラリー、ワークショップ、コミュニケーション、デザインライブラリー、コワーキング・バックオフィスに関する業務となります。利用者満足度の高い公共サービスを提供するためには、公民が一体となって変わりゆく利用者のニーズに応えながら、各種業務を運営する必要があります。

そのためには、従前のように施設の管理・運営を担う「施設運営者」に加え、フレキシブルに企画を考えながら施設を発展させていく「プラットフォーム運営者」の2つの役割が必要となり、これらがうまく連携しながら施設の機能を高めていくことが望めます。「プラットフォーム運営者」が「モノ」や「コト」を生み出すとともに、周辺施設との連携を推進し、「施設運営者」がそれを活性化させていくことで、何かイノベーション（新しいものが生み出されること）が起こるような特徴的な施設の実現を目指します。

また、施設の運営にあたっては、具体的な目標を設定し、継続的な点検と評価の仕組みを構築することにより、「公共」施設として事業の有効性や効率性、社会への貢献等について客観的に評価し、チェックする仕組みを構築することで、県民を含む多くの利用者の期待に応えながら、持続的な成長・発展につなげる必要があります。

集客については、休日のみならず、平日の継続的な集客を図るため、ターゲットを明確にし、どのようなサービスを提供するのかなど、稼働率を上げる工夫が重要となります。

さらに、これまでデザインに関わってこなかった方にも、年代にかかわらず「わくわく」し、「また来たい」と思ってもらえるような施設となるように、利用者目線で積極的に活動を企画し、満足度の高いサービスを提供することが必要となります。サービスの質を向上させることで、体験や活動に参加される利用者からの対価をいただきやすいものとしていきます。文化・芸術分野であってもマネタイズの対象と考えることが重要だと考えます。一方で、採算性を意識するあま

り、施設のコンセプトや理念を見失わないようにすることが大切です。こうすることで、目指す姿がブレることを回避し、その結果としてターゲットを見据えたブランディングにもつながると考えます。

なお、資金調達については、公的予算に頼るだけでなく、協賛企業の募集やクラウドファンディングなど民間からの調達など多様な方法が想定されます。例えば、施設の理念に賛同する企業・個人スポンサーを募り、スポンサー向けのイベント等を開催して、佐賀の未来を創る人材の育成に協力いただくなどの仕組みづくりについて検討することも考えられます。

### ▶ 運営期間

運営期間は一般的に、長ければ長いほど、経験則による業務の効率化・コスト削減が期待されるほか、施設運営を担う従事者の人材育成、投資の回収期間の確保というメリットを享受できます。一方、事業期間が短かければ短いほど、事業リスクという経営の不確実性を各企業がけん制し、本事業参画のための競争環境の形成が難しくなる可能性があります。

地元企業等を含む民間事業者との対話では、契約期間は10年から15年程度が望ましいとの意見が比較的多くありました。

そこで、本事業においては、他の事例等を参照しつつ、運営期間を設定します。

### ▶ 運営体制の構築

複合的な機能を有する施設であるため、ひとつの企業ではなく、基本理念に共感する複数の企業で構成するSPC（特別目的会社）等の責任ある運営組織体が経営することが望ましいと考えています。当該SPCが適正な運営費により運営業務を担い、民間事業者等のクリエイターや教育機関、自治体等と連携し、県民など利用者の意向も反映しながら、柔軟性と可変性を持って運営していくことが望ましいと考えています。

また、世代を超えた関わりや子どもたちと企業の関わりなど様々なコラボレーションを生み出していくためには、プラットフォームのような多様な主体の参加・協働の機会を創出する役割を持った運営体制を構築するとともに、この場を借りてチャレンジしたいという、クリエイティブな活動をする県民が増えてくるような仕掛けやキュレーション等の運営のあり方が望ましいと考えています。

目指すべき施設を実現させるためには、運営体制が極めて重要となりますが、そこにおいては、試行錯誤も重要であり、PDCAサイクルのように仮説を立て、検証し、改良しながらフレキシブルに施設を発展させていくことが必要です。

## 2. 公民の役割分担

施設の運営にあたっては、複数の民間事業者、行政、教育機関、NPO等が活動拠点を構え、集まってつながり、刺激しあいながら、活動することになります。

運営時の主体と役割は次のように想定しており、SPC等のような責任ある運営組織体が複数の役割を一体で担い経営することが望ましいと考えています。

### <施設運営者>

施設の利活用時の運営・維持管理を担う事業者を想定しています。施設運営者は施設全体の企画、運営（施設の基本機能）、建築物及び設備の点検・保守、清掃、警備等を実施する想定です。

### <プラットフォーム運営者>

多様な主体の参加・協働の機会創出と場（プラットフォーム）の運営を担う事業者を想定しています。プラットフォーム運営者は、地域間連携や政策間連携の役割を含め、県の未来を創造する拠点として、文化・芸術等の創造的な活動や関与主体の拡大・発展を促す役割を担う想定です。

### <県>

民間企業等の中に立ち、調整し、意見交換やセッションにより、交流を促進し、施設の自律的な運営に向けたサポートを行います。また、運営事業者に対するモニタリングを行い、施設の維持管理・運営状況の評価し、適切な運営が行われるよう管理します。

## 第6章 具体化に向けて

### 1. 利活用基本計画の具体化に向けて

本計画では、利活用の基本的な考え方や利活用にあたって必要な視点、目指すべき姿、施設の運営方針など、利活用に向けた一定の方向性を示しています。

今後、具体化にあたっては、検討により見えてきた下記の課題の解決や、運営などの詳細な検討を進め、スケジュール感をもって実現に向けて進めていく必要があると考えています。

当施設は、県と民間事業者とが連携し、公的な負担を軽減させ、経営的な自立性や柔軟性をもつ次世代型の施設として生まれ変わることが必要であると考えています。公共サービスとしての公平性や価値を維持しつつ、民間事業者の経営感覚や自由な創意工夫により持続的に経営していく仕組みを構築することが重要になります。今後とも、広く民間事業者との対話を進める中で、当該事業に理解を得て、多くの民間事業者が何らかの形で事業に参画しうるための環境を整えていく必要があると考えています。

今回の検討にあたっては、多様な知見のある有識者10名による検討委員会による議論を8回にわたり行い、そこで出された多様な角度からのご意見を踏まえて、計画の策定を行いました。今後も有識者をはじめ、クリエイター、企業、若者等の意見を聞きながら、県民が参画し、県民とともに作り上げていくことが必要であると考えています。

## 2. 課題の整理

今後、具体的な利活用に向けて検討が必要となる課題について、以下のとおり整理します。

### ① 施設の基本機能の具体化

当施設の目指すべき姿や基本方針等を、実効性を伴いながら実現するため、様々な利用者像と使われ方の具体的なイメージ（ペルソナ）を持って、施設機能の具体化を図っていく必要があります。

なお、事業内容の詳細や機能構成においては、プライオリティーなどの強弱、各機能の結びつきを意識することが重要です。また、最先端技術を駆使した機器設備等のコンテンツ、空間構成、運営のあり方等について、佐賀城内エリア等に係る定量的なデータに基づき、周辺施設との相乗効果も考慮しながら、引き続き検討していく必要があります。

### ② 政策間連携

当施設では、異業種の企業が様々な企画や交流を通じて、各々の企業・団体の垣根を超えた活動することから、単一の分野の振興を行うだけでなく、全体を統括する部署と関係部署が連携を取りながら、新たな創造拠点を創り出す仕組みを構築する取り組みを検討していきます。（他の分野との連携）

### ③ 地域間連携

当施設は県のみでの取り組みではなく、関係する自治体と連携し、広域的なメリットを生み出す施設を目指します。例えば、各地域のクリエイティブな人材、企業等が当施設で交流する機会を設けることで、各自治体の独自性や創造性を活かした事業展開や人材育成につながるようにネットワークを構築していきます。

また、施設改修にあたっては、整備内容等について近隣住民の方々に対して事前に説明を行い理解していただけるよう努めていくとともに、県有施設としての役割を果たすことができるよう地元自治体とも連携を図りながら、施設の具体化に向けて検討していきます。

### ④ 今日的課題に応える施設の実現

これからの施設に欠かせない機能の導入も重要です。様々な利用者のニーズに柔軟に応えられるように、ダイバーシティ（多様性）を尊重し、グローバル化への対応やLGBTQ+などを理解し、これに対応する施設とすることが望まれます。

また、持続可能な社会を目指し、再生可能エネルギーの活用についても検討することが重要となります。

#### ⑤ 耐震改修と施設の利活用

耐震改修においては屋根等の改修を前提としていますが、この点については、利活用の具体的な姿とも関連していることから、音や光等の空間の演出や企画・運営などにあわせて、素材や改修方法を検討していきます。

#### ⑥ 交通アクセスの確保

施設に多くの来場者を受け入れるためには、交通アクセスの確保が重要です。佐賀県が実施している「歩くライフスタイル推進プロジェクト」との連携を図り、スポーツゾーン等のエリア間及びエリア内での回遊などソフト面の検討も考慮に入れながら、多様な交通アクセスの確保を引き続き検討していきます。

#### ⑦ 機運醸成と意見収集

当施設の利活用にあたっては、広く県民の方々や民間事業者等に使用もしくは利用していただく施設となることが期待されます。

このため、県民の方々をはじめ、企業・団体・教育機関等との対話を通じて、本事業への理解と事業への参画機運を高めていくとともに、様々な意見を収集しながら、具体化に向けた更なる検討をしていきます。

また、本施設を、県民の方々をはじめ多くの方々に認知していただくため、施設の明解なポリシーを表した分かりやすい名称やVI（ビジュアルアイデンティティ）について、オリジナリティや親しみやすさ等を考慮しながら広く発信していきます。

#### ⑧ 新たな財源の調査・検討

施設改修の財源としては、県の一般財源のほか、国の補助制度、企業版ふるさと納税を活用するなど、民間資金も含めた新たな財源の確保を検討していきます。

また、運営に係る財源については、県と民間事業者とが連携し、公的な負担を軽減させ、民間資金を活用しながら持続可能な運営となるように検討していきます。



### 3. 今後の進め方

利活用基本計画の具体化に向けて、課題の解決や運営、整備手法などについて整理を行いながら、次のようなステップで進めていくことを想定しています。

#### ① 利活用設計事業者募集、選定、事業契約の締結

- 事業者選定にあたり、より民間の意見を取り入れるための仕組みを導入します。
- 事業者選定に必要な公募書類、要求水準等を作成します。
- 参加資格要件、選定基準等を示したうえで、利活用設計事業者の募集を行います。
- 公正な競争により民間事業者を選定します。
- 具体的に運営する運営事業者の意見を反映した設計となるような事業契約を締結します。

#### ② 公民連携事業アドバイザーの活用

- 公民連携の導入に際しては、民間事業者からより良い提案を引き出すとともに事業契約の締結まで県側をサポートするアドバイザーを必要に応じて選定します。
- また、事業開始後についても、公民連携事業においては、事業者が適切な運用を行っているかどうか、事業者に対するモニタリングを実施することから、県は必要に応じてアドバイザーを活用します。

#### ③ 耐震設計、利活用設計

- 市村記念体育館の耐震設計を行います。
- 耐震設計を踏まえながら、並行して利活用設計を行います。
- 設計完了後には、広く情報を発信していきます。

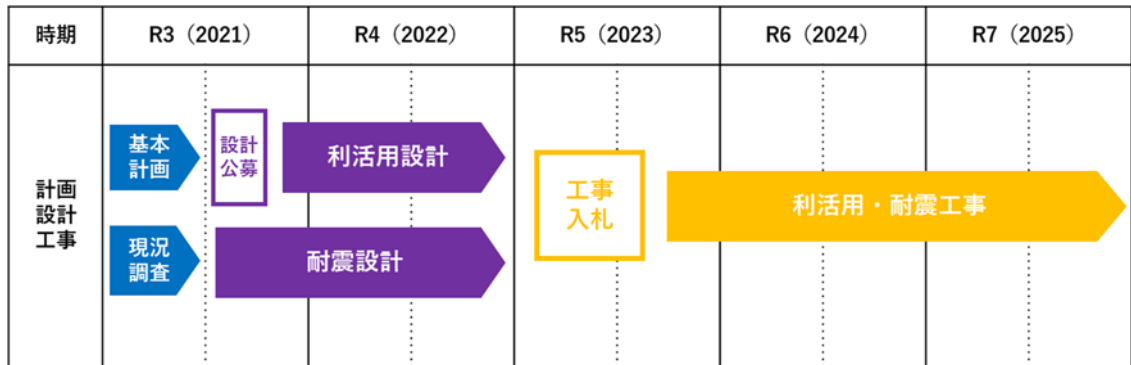
#### ④ 耐震工事、利活用工事

- 市村記念体育館の改修工事を行います。
- 適時、県民の方々に工事の進捗状況をお知らせします。

#### ⑤ 施設完成、供用開始

- リニューアルオープンに向けて、プレイベント等を実施します。
- 供用開始後は県と民間事業者と連携しながら、県民の方々に様々な形で施設を利用していただけるように努めます。

**【整備スケジュール】**



**【概算事業費】**

基本計画策定・設計・工事費等：約 35.5 億円

【参考】

市村記念体育館利活用検討委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
飯盛 敦博	ていすとビジネスサービス 代表
楠久 麗香	株式会社佐賀新聞プランニング 事業担当
洪 恒夫	国立大学法人東京大学総合研究博物館 特任教授
小松 佳名子	株式会社サガテレビ 営業局営業部
駒場 瑞穂	株式会社リコー秘書室 室長
穴道 弘志	株式会社坂倉建築研究所大阪事務所 所長
友納 健一郎	株式会社 EWM ジャパン 代表取締役社長
中村 隆敏	国立大学法人佐賀大学芸術地域デザイン学部 教授
前田 真	株式会社産学連携機構九州 代表取締役社長
宮地 明日香	株式会社サードプレイス アートディレクター